

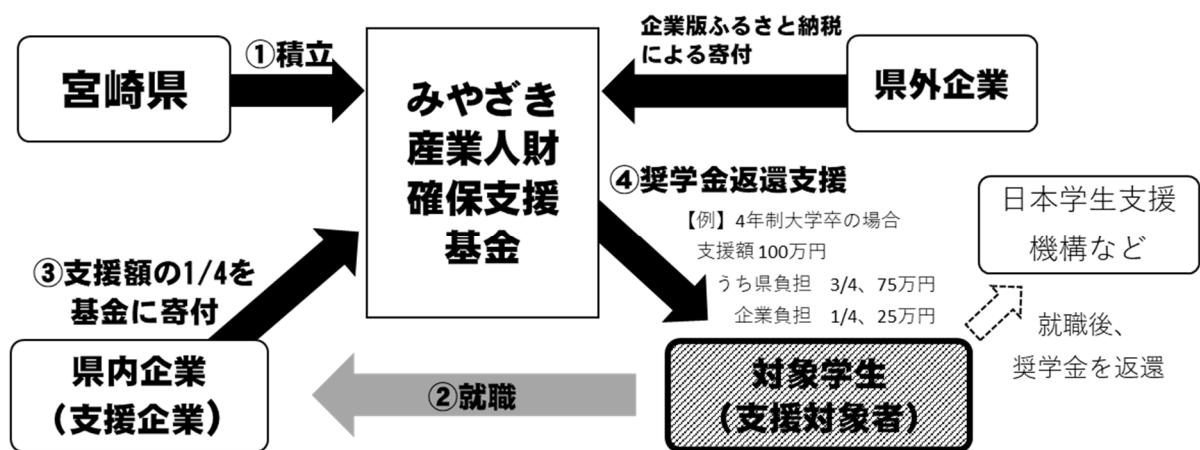
令和5年度「ひなた創生のための奨学金返還支援事業」に係る支援対象者募集要項
(二次募集)

第1 趣旨

地方における人口減少が大きな問題となる中、本県経済の活性化を図るため、宮崎県内企業等への就職・定着を促進し、これからの地域や産業の担い手を確保することは重要な課題となっています。

そこで、宮崎県では、県内企業等に就職する若者の奨学金の返還を支援する「ひなた創生のための奨学金返還支援事業」を実施することとし、令和6年度に就職を予定している方の中から、次のとおり支援対象者を募集します。

第2 本事業のイメージ



第3 支援対象者（本事業の支援の対象となる者）の要件

支援対象者は、次の要件を満たした上で、支援企業から推薦を受ける必要があります。支援企業は、県庁ホームページで確認できます。

1	県があらかじめ認定した支援企業に、 <u>令和6年度（2024年度）中に正規雇用により就職する予定のある大学等（※）の在学生又は既卒者であること。</u> ※大学等…大学、短期大学、大学院、高等専門学校、専修学校専門課程・高等課程、高等学校
2	<u>就職してから5年が経過する日までの就業地域が宮崎県内であること。</u>

第4 対象となる奨学金

日本学生支援機構奨学金、宮崎県育英資金、宮崎県奨学会奨学金
※奨学金には、入学時特別増額貸与奨学金を含みます。

第5 支援の流れ

支援対象者が就職して一定期間（1年、3年、5年）が経過したときに、県から支援対象者に対して、奨学金の返還に充てるための支援金を交付します。

支援金の額は、支援対象者が借り入れた奨学金の返還総額のうち元本相当額の2分の1又は次の表に定める支援限度額のいずれか低い方の額とします。

(表) 支援限度額及び交付額

	支援限度額 (千円)	交付額		
		1年経過時 (R7年度)	3年経過時 (R9年度)	5年経過時 (R11年度)
大学院・6年制大学	1,500	返還総額の2分の1又は支援限度額のいずれか低い方の額に0.3を乗じて得た額	返還総額の2分の1又は支援限度額のいずれか低い方の額に0.3を乗じて得た額	返還総額の2分の1又は支援限度額のいずれか低い方の額から、1年経過時及び3年経過時に交付した額の合計を控除して得た額
4年制大学・高専（専攻科）	1,000			
短大・高専（4～5年次）・専修学校専門課程	500			
高校・高専（1～3年次）・専修学校高等課程	400			

(例) 4年制大学を卒業した支援対象者に対する支援金の額

- ① 返還総額が240万円の場合
 $240 \text{万円} \times 1/2 = 120 \text{万円} > 100 \text{万円 (支援限度額)}$
 よって、支援金の額は100万円となる。
- ② 返還総額が180万円の場合
 $180 \text{万円} \times 1/2 = 90 \text{万円} < 100 \text{万円 (支援限度額)}$
 よって、支援金の額は90万円となる。

第6 その他の条件

1 支援対象者の認定の取消しについて

支援対象者の認定後、次の(1)～(8)のいずれかに該当することとなった場合は、認定の取消しとなります。該当する事由が生じた際には、支援対象者本人により、その旨を県へ報告しなければなりません。

(1)	奨学金の貸与を取り消された場合
(2)	認定を受けた年度中に大学等を卒業できなかった場合
(3)	予定していた時期に支援企業に就職しなかった場合
(4)	支援企業に就職後5年を経過する前に離職した場合

(5)	就業地域が宮崎県内でなくなった場合（ただし、県内の事業所に在籍したまま県外への長期出張や研修に参加するなど、合理的な理由による一時的な場合は除く。）
(6)	奨学金の返還が滞った場合
(7)	奨学金の返還が免除された場合
(8)	その他、決定を取り消すことが相当であると知事が認めた場合

2 状況報告等について

支援対象者は、定められた時期に次の報告等を県へ行わなければなりません。

(1) 状況報告（勤務及び奨学金返還の状況に係る報告）

毎年度（(2)の交付申請を行う年度を除く。）の4月30日まで

(2) 支援金の交付申請

就職してからそれぞれ1年、3年、5年が経過する日から起算して60日又は経過する日が属する年度の翌年度の4月30日のいずれか早い期日

(3) 異動届

上記(1)、(2)の時期以外で、住所又は氏名に変更が生じたとき

第7 支援対象者の申込み方法

支援を希望する場合は、支援の対象となる本人により、県へ申込みを行ってください。

1 提出書類

(1) 大学等の在学生の場合

① 「ひなた創生のための奨学金返還支援事業」支援対象者認定申請書

② 支援企業推薦書

③ 奨学金の貸与額が分かる書類

（貸与機関が発行したものに限る。）

※複数件の貸与を受けている場合は、すべてについて証明書等を添付すること。

④ 在籍する大学等の卒業（修了）見込証明書

(2) 大学等の既卒者の場合

① 「ひなた創生のための奨学金返還支援事業」支援対象者認定申請書

② 支援企業推薦書

③ 奨学金の貸与額及び返還残高が分かる書類

（奨学金返還証明書又はこれに準ずるもの。貸与機関が発行したものに限る。）

※複数件の貸与を受けている場合は、すべてについて証明書等を添付すること。

④ 最終学歴となる大学等の卒業（修了）証明書の写し

2 提出方法

次の(1)、(2)のいずれかの方法で県へ提出してください。

様式等は、宮崎県電子申請システム又は県庁ホームページでダウンロードできます。

(1) 宮崎県電子申請システムで提出する場合【推奨】

申込フォームに必要事項を記入の上、②～④の書類を添付して送信してください。

①の書類は、申込フォームの内容と同一ですので、ファイルの添付は不要です。

※電子申請システムURL：<https://shinsei.pref.miyazaki.lg.jp/nwPCmnc2>

<注意事項>

電子申請システムによる申込み後は、県から受付完了メールが自動で送信されます。受付完了メールが届かない場合は、申込みができていない可能性がありますので、県へ御確認ください

(2) 郵送の場合

①～④の書類を紙媒体にて郵送してください。



第8 申込書提出期限（二次募集）

令和6年3月22日（金）必着

第9 審査結果の通知

令和6年3月末までに、申請者及び支援企業へ審査の結果を通知します。

第10 問合せ先・申請書類提出先

宮崎県 総合政策部 産業政策課 産業人財担当
〒880-8501 宮崎県宮崎市橘通東2丁目10番1号
電話：0985-26-7967 FAX：0985-26-0047
E-mail：sangyoseisaku@pref.miyazaki.lg.jp

※県庁ホームページ：令和5年度「ひなた創生のための奨学金返還支援事業」支援対象者の二次募集について

<https://www.pref.miyazaki.lg.jp/sangyoseisaku/shigoto/sangyo/hinatashien/20231024143050.html>



令和5年度 奨学金返還支援事業の支援の流れ（令和6年度就職者）

宮崎県総合政策部産業政策課

